

2019年度

^{つーちー}
慈濟新芽奨学金

募集要項
(岩手県大槌町)



TZU CHI

(財)台湾佛教慈濟慈善事業基金会

(財) 台湾佛教慈濟慈善事業基金会

慈濟新芽奨学金

2019年度 募集要項

(岩手県大槌町)

1. 目的・趣旨

(財) 台湾佛教慈濟 (ツーチー) 慈善事業基金会 (以下「本基金会」という) は「慈濟新芽奨学金」 (以下「本奨学金」という) の受給者を以下の内容で募集し、奨学金の支給を行う。

将来、様々な分野で活躍が期待される次世代の人材を育成する事は社会にとってかけがえの無いことである。 そのような中で、経済的理由により修学困難な優秀な学生に対し、安心して学業に専念できる環境を提供したいと考える。

本奨学金制度は生活に困窮し、学費の捻出が容易でない学生およびその家族に対して、教育に係る諸費用を援助することを目的としている。

2. 応募資格

次の各号のすべてに該当する者とする。

(1) 2018年12月現在において、岩手県立大槌高校に在学している者又は大槌町内に住所を有し町外の高校に在籍している者で、2019年4月より大学、短期大学、専門学校およびこれに準ずる学校へ進学を予定している者。

(2) 学業・人物ともに優秀であり、修学に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められた者。

(3) 家庭の経済的理由により学費の支弁が困難で、経済的援助を必要としており、学歴・人物ともに優秀な者。

・世帯収入が給与の場合で年収400万円以下。

＊源泉徴収の「支払い金額」欄による。

＊給与・役員報酬およびアルバイト (源泉徴収票があるもの)、失業給付金、年金・恩給、生活扶助費は給与として扱う。

・世帯収入が給与以外の場合で、年収300万円以下。

＊確定申告書の「所得金額」欄による。

＊事業所得および不動産・利子・配当、その他の雑所得、同一世帯以外からの援助や養育費は給与以外として扱う。

・給与と給与以外の両方の場合は、合算した金額が400万円以下。

・日本学生支援機構、大槌町奨学金あるいはその他の奨学金の貸与ないし支給を受けていても、本奨学金を受給できるものとする。

3. 採用人数

二名程度

4. 支給内容

採用後決定後、下記の奨学金を支給する。

月額奨学金：5万円

5. 支給期間

原則として2019年4月より卒業するまでの最短修業年限の最終月までの期間とする。

6. 応募方法

奨学金に応募する者 (以下「応募者」という) は、所定の願書・提出書類を添えて、大槌町教育委員会事務局に提出する。その後、教育委員会にて審査の上、本基金会に提出する。

7. 応募書類

- (1) 願書・・・[別紙様式1A]
- (2) 応募者の写真
(最近6ヶ月以内に撮影したもの。4.0cm×3.0cm、上半身、脱帽。裏面に氏名を記入し、願書の所定欄に貼付すること。)
- (3) 学校長の推薦書
- (4) 同一生計となる家族全員の住民票の写し(続柄記載のもの)
- (5) 同一生計となる家族の内、所得収入がある者の前年度所得証明書(写)
 - i) 給与所得の場合
・源泉徴収票(写)
 - ii) 給与所得以外の所得者の場合
・確定申告書の第一表と第二表(写)
*分離課税の申告がある者は、第三表(写)を併せて提出
*確定申告をしていない者は、住民税申告書(写)
 - iii) 一人に複数の該当事項がある場合は、該当するものすべての書類
- (6) 上記以外の方
 - i) 生活保護を受給中
・生活保護決定(変更)通知書(写)、生活保護適用証明書(金額の記載の無いものは不可)
 - ii) 児童扶養手当・児童手当を受給中
・児童扶養手当通知書(写)
 - iii) 祖父母(または親戚等)から援助金や離婚慰謝料を受給中
・援助の年額の証明(様式自由、収入状態を具体的に記載したものを援助者が作成し、署名、押印したもの)
 - iv) 父母ともに無職・無収入の場合(収入が無く、預貯金を切り崩して生活している場合)
・生活費の出し入れに使用している預貯金通帳(口座名義人と直近3ヶ月分程度の通帳の記載部分)(写)
・所得証明書(市区町村発行で0(ゼロ)と記載されたもの)
 - v) 失業給付金(雇用保険基本手当)を受給中
・雇用保険受給資格者証(写)
 - vi) 年金・恩給を受給中
・市区町村発行の所得証明書、または年金振込通知(写)、年金額改定通知書(写)
 - vii) 申込者本人が施設在籍
・施設在籍証明書(施設長より交付)
- (7) 在学証明書
- (8) 成績証明書、若しくはそれに代わるもの

8. 応募書類の提出期限

2019年1月31日 教育委員会窓口必着

2019年2月13日 本基金会必着

なお、締切期日を過ぎた場合、提出書類に不備のある場合は、受理しない。

なお、提出書類は一切返却しない。

9. 選考及び結果の通知

教育委員会窓口提出された書類をもとに書類審査を行い、一次審査とする。教育委員会の一次審査を通過した者のみ本基金会へ書類が提出される。本基金会は書類審査等を行い、その後面接を実施した上で、受給者を決定する。結果は、2019年2月末日を目処に決定し、その後受給者へ本基金会から通知する。

10. 奨学金の支給方法

奨学金は、受給者の指定口座へ直接支給する。

11. 奨学金給付の休止・停止または終了

受給者が、以下のいずれかに該当する場合には、奨学金の給付を休止・停止・または終了する。

- (1) 奨学金給付期間中に応募資格を満たさなくなった場合。
- (2) 提出書類及び届出事項に虚偽があった場合。
- (3) 災害等により生死不明または所在不明となった場合。
- (4) 学業不振による留年の場合。
- (5) 病気、休学その他の理由により学業または課程を継続する見込みのない場合。
- (6) 休学、または長期にわたって欠席した場合。
- (7) 素行が不良となった場合。
- (8) その他、奨学金の給付目的・趣旨または社会的相当性の観点から、奨学金の給付を不相当と認めた場合。

12. 奨学金受給者の義務

- (1) 受給者は本奨学金の目的を果たすために、通学する学校の定める規則に従い最善を尽くして自身の学業に勤しむこと。
- (2) 受給者は、本奨学金を受給中、学期終了ごとに成績証明書、若しくはそれに代わるものを提出すること。
- (3) 受給者は、以下に該当する場合、遅滞なく本基金会へ届け出ること。
 - ・ 正規の休暇以外で1ヵ月以上授業を欠席しようとする場合。
 - ・ 1ヵ月以上、日本を離れる場合。
 - ・ 休学、転学、留年または退学が見込まれる場合。
 - ・ 停学、その他在籍する学校の処分を受けた場合。
 - ・ 本人の氏名、住所、電話連絡先等その他重要な事項に変更のあった場合。
 - ・ その他、提出書類および届出事項が変更になった場合。
- (4) 受給者は選考を経て新芽奨学生に決定後、「誓約書」を提出すること。
- (5) 受給者は住所、その他の届出事項に変更が生じた場合には変更届を提出すること。

13. その他（注意事項）

- (1) 受給者は、原則として、本奨学金の返還義務を負わない。
- (2) 受給者は、本基金会への入会あるいはその他の付帯義務を負わない。

14. 個人情報の取り扱い

応募書類、その他提出書類上の個人情報は、本基金会が実施する学生支援活動にのみ利用し、その他の目的には利用しない。

《慈濟（ツーチー）基金会の概要》

「財団法人台湾仏教慈濟（Tzu Chi）慈善事業基金会」は1966年に證嚴上人によって台湾の花蓮県で創立された。台湾を拠点にして、広く世界に視野をおいた慈善団体であり、この五十余年間、医療、教育、建設、社会文化などの事業で社会のために力を尽くしてきた。

2007年には日本国内からもその活動が認められ、證嚴上人は第24回庭野平和賞を受賞するに至った。本基金会の日本支部はその設立から既に27年を越え、現在は東京都新宿区にその拠点を置き、日々の活動に従事している。

問い合わせ先

財団法人 台湾佛教慈濟（ツーチー）慈善事業基金会 日本分会
〒169-0072 東京都新宿区大久保1-2-16
T E L : 03-3203-5651
F A X : 03-3203-5674
E-mail : info@tzuchi.jp